

## 第7章 計画の推進体制

県計画の推進に当たっては、県や市町村のみならず、医療保険者、保健医療機関、教育関係機関、マスコミ、事業所等の広く健康づくりに関連する団体等が共通の目的意識を持ち、各種施策を総合的に進めるための組織を設置します。

### 1 生涯健康県おおいた21 推進協議会の設置

計画を推進するための中核的な推進組織として「生涯健康県おおいた21推進協議会」を設置し、健康づくりの総合的・効率的な推進のための方策や仕組み等について検討するとともに計画の進行管理を行なっています。

平成19年度には、総合的な自殺防止対策を協議検討するため、「大分県自殺対策連絡協議会」を設置しました。

### 2 地域における推進組織

計画の推進に当たっては、地域における推進組織として「地域・職域健康づくり推進協議会」を設置しています。

ここでは、二次医療圏域における健康づくり運動の効果的な推進、健康実態の調査・研究、健康課題に沿った施策の検討・推進等について検討・協議します。